

令和 7 年 3 月 1 7 日
環境清掃部環境保全課

有明清掃工場の操業に関する協定書（案）の締結について

東京二十三区清掃一部事務組合と江東区は、ごみ問題について、江東区的意思を尊重するという江東区と東京都との従来からの経過を踏まえ、有明清掃工場の操業に関し、地域住民の生命と健康を守るため、公害の発生を防止し、地域環境の整備を図ることを目的として、協定を締結する。

なお、当該協定による操業期間は1年とし、平成18年度以降、毎年更新している。

1 変更点

（1）操業期間

協定書による操業期間を「令和7年4月1日から令和8年3月31日まで」とする。

2 資料

（1）有明清掃工場の操業に関する協定書（案） 別紙1

（2）新旧対照表 別紙2

有明清掃工場の操業に関する協定書(案)

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」という。）と江東区（以下「乙」という。）は、ごみ問題について、乙の意思を尊重するという、東京都と乙との従来からの経過を踏まえ、甲の所管する有明清掃工場（以下「工場」という。）の操業に関し、地域住民の生命と健康を守るため、公害の発生を防止し、地域環境の整備を図ることを目的として、次のとおり協定する。

（工場の規模等）

第1条 甲は、工場の操業に関し、次の事項を遵守する。

- (1) 工場のごみ焼却日量は、400トンとする。
- (2) 焼却対象ごみは、原則として管路収集ごみ及び事業系一般廃棄物とする。

2 甲は、前項に掲げる焼却対象ごみの処理実績及び計画を乙に報告する。

（公害防止対策）

第2条 甲は、工場の操業にあたり、次の各号を遵守するとともに、ごみの焼却及び管路収集に伴う公害の発生を防止するため最善の措置を講ずる。

- (1) 排ガスは、別表第1に定める自己規制値以下とし、水銀については法規制値以下とする。
- (2) 排水は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）及び東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号）に規定する下水排除基準値に適合する値とする。
- (3) ダイオキシン類は、別表第2に定める排出基準値以下とする。
- (4) 騒音は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）の規定により江東区長が定める規制基準値以下とする。
- (5) 振動は、振動規制法（昭和51年法律第64号）の規定により江東区長が定める規制基準値以下とする。
- (6) 悪臭は、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の規定により江東区長が定める規制基準値以下とする。
- (7) その他、関係法令を遵守する。

2 甲は、前項に掲げる基準値を超え又は超えることが予想され、環境を悪化させるおそれが生じた場合には、直ちに乙に報告するとともに、焼却量の削減又は操業停止等の措置を講ずる。

3 甲は、公害防止に関する技術開発に努める。

（公害の監視）

第3条 甲は、工場による公害を未然に防止するため、次の調査を実施するものとし、その結果をその都度乙に報告する。

- (1) 排ガス、排水、ダイオキシン類、騒音、振動及び悪臭の調査
- (2) 前号の調査のうち、ダイオキシン類の調査に必要な測定方法等は別表第2により、ダイオキシン類以外の調査に必要な測定方法等は別表第3による。

2 甲は、前項の調査のほか、焼却対象ごみの組成状況調査及び、公害防止上必要

な調査を実施し、その結果をその都度乙に報告する。

3 乙は、必要の都度、工場へ立入り、調査することができる。

(管路収集対策)

第4条 甲は、ごみ管路収集輸送施設の運転については、次の措置を講ずる。

- (1) 管路収集では管路収集ごみ、管路収集不適ごみ等の分別が十分に行われるよう指導に努める。
- (2) サブステーションの騒音、振動及び悪臭の公害防止対策並びに公害の監視は第2条、第3条に準ずる。

(車両対策)

第5条 甲は、工場に搬出入するごみ搬入車両については、次の措置を講ずる。

- (1) ごみ搬入車両の搬出入経路については、原則として別図に定める道路とする。
- (2) 車両の円滑な走行、整備などについては、適切な指導を行うとともに車両による環境の悪化を防止する。
- (3) ごみ搬入車両は、1日当たり約300台とし、可能な限り当該搬入台数の削減を図るように努める。

2 乙は、前項第2号の甲の講ずる措置に協力する。

(環境整備対策)

第6条 甲は、工場敷地内の緑化等の環境保全を推進するとともに、周辺地域の良好な環境保全に努める。

2 甲は、乙が行う良好な環境保全の施策に対して協力する。

(苦情の処理)

第7条 甲は、工場の操業に関し、住民が被害を受け又は住民から苦情の申し出があった場合には、直ちに誠意をもってこれの解決にあたるとともに必要事項を乙に報告する。

(公開の原則)

第8条 甲は、工場の操業状況、公害防止対策の実施状況及び関係資料等については、公開する。

(工場運営協議会の設置)

第9条 この協定の適正な運用を図るため、甲、乙及び地域住民代表の連絡協議機関として、「有明清掃工場運営協議会」を設置することができる。

(事前協議)

第10条 甲及び乙は、次の各号を実施しようとするときは、事前に協議しなければならない。

- (1) 工場の重要な施設設備の変更
- (2) 別表第1に定める自己規制値の変更

- (3) 別図に定める搬出入経路の変更
- (4) その他重要と認められる事項

(本協定書による操業期間)

第 11 条 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

甲と乙とは、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

甲 東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 吉 住 健 一

乙 江東区長 大 久 保 朋 果

別表第 1（第 2 条第 1 項第 1 号関係）

排ガスの基準値

種別	項 目	法 規 制 値	自 己 規 制 値
排 ガ ス	ばいじん	0.08 g/m ³ N	0.02 g/m ³ N
	硫黄酸化物	34 ppm	20 ppm
	窒素酸化物	86 ppm	70 ppm
	塩化水素	430 ppm	15 ppm
	水 銀	50 μg/m ³ N	—————

※ 窒素酸化物については、60 ppmになるよう努める。

別表第 2（第 2 条第 1 項第 3 号及び第 3 条第 1 項第 2 号関係）

ダイオキシン類の調査

種別	項 目	排出基準値	根拠法令	測定方法	測定場所	測定 回数
ダイ オ キ シ ン 類	排ガス	1 ng-TEQ/m ³ N	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）に定める方法による	煙突測定口	年 2 回
	飛 灰	3 ng-TEQ/g ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に定められた飛灰処理を行っているため排出基準値は適用されない。			飛灰コンベヤ 又は 灰バンカ	年 1 回
	焼却灰	3 ng-TEQ/g				
	排 水	10 pg-TEQ/L	下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号）に定める方法による	公共下水道放流口	

※ 排ガス中のダイオキシン類については、 $0.1 \text{ ng-TEQ/m}^3 \text{ N}$ 以下になるよう発生抑制を図る。

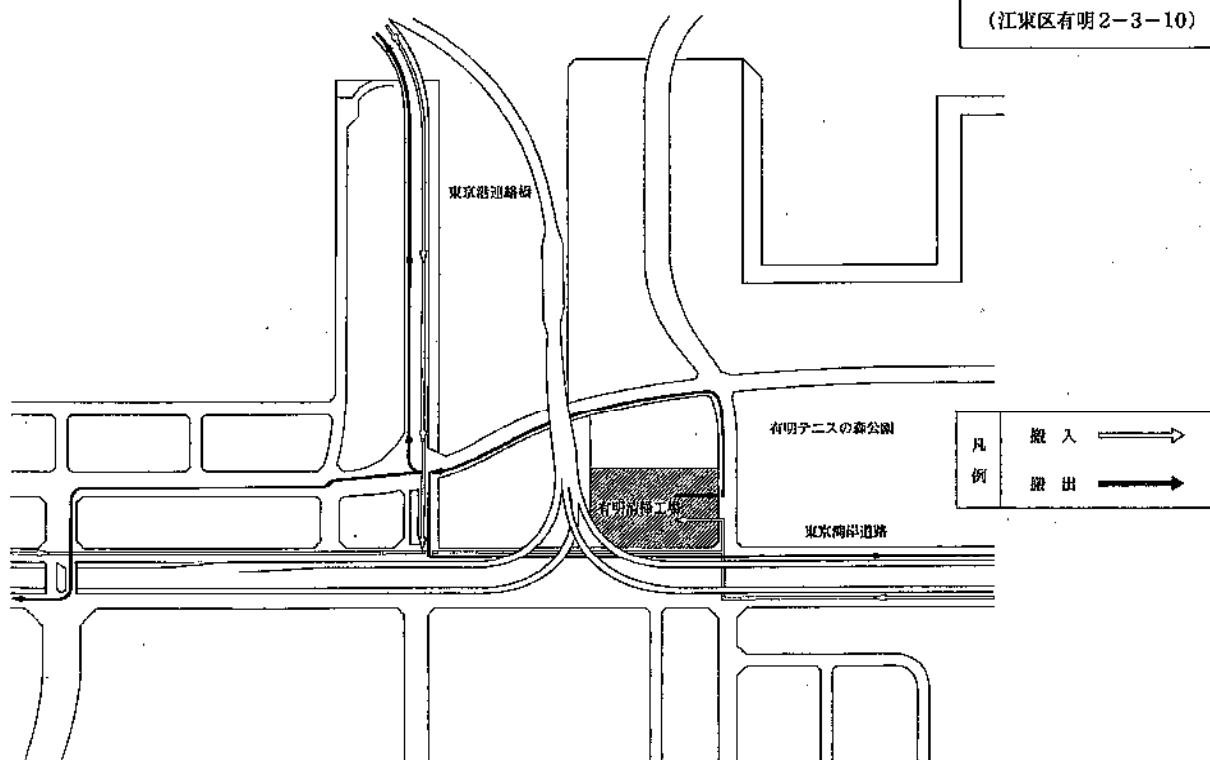
別表第3（第3条第1項第2号関係）

排ガス、排水等の測定

種別	測定方法	測定場所	測定回数
排ガス	大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）の定める方法による。	煙突測定口	1回／2月
排水	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）の定める方法による。	公共下水道放流口	1回／2月
騒音	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）の定める方法による。	敷地境界	年1回以上
振動	振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）の定める方法による。	敷地境界	年1回以上
悪臭	悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）の定める方法による。	管路収集装置排気口及び敷地境界	年1回以上

別 図

有明清掃工場
搬入出路図
(江東区有明2-3-10)



有明清掃工場の操業に関する協定書 新旧対照表

(傍線部分が改正箇所)

改正案	現行
第1条～第10条 (略) (本協定書による操業期間) 第11条 <u>令和7</u>年4月1日から<u>令和8</u>年3月31日までとする。 甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。 <u>令和7</u>年3月31日 甲 東京二十三区清掃一部事務組合 管理者 吉 住 健 一 乙 江東区長 大 久 保 朋 果	第1条～第10条 (略) (本協定書による操業期間) 第11条 <u>令和6</u>年4月1日から<u>令和7</u>年3月31日までとする。 甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。 <u>令和6</u>年3月31日 甲 東京二十三区清掃一部事務組合 管理者 吉 住 健 一 乙 江東区長 大 久 保 朋 果